

和歌山県立医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

1. 目的

ソーシャルメディアを利用することにより、自由闊達な議論を行うことができ、また、発言や投稿を通じて社会参加することには、一定の意義が認められます。

しかしながら、ソーシャルメディアへの情報発信は、個人が自由に発言や投稿することで不特定多数の者が常時閲覧できる特性上、一個人としての意見であっても時には、反感・反発を招いたり、投稿者の安全が脅かされたり、その他多大な不利益が発生することがあります。また、不正確な情報等により、意図しないトラブル(いわゆる炎上を含む。)が発生し、結果的に本学の教職員及び学生(以下、構成員という。)としての品位を貶めたり、大学の信頼・名誉を失墜させたり、ついには大学運営に障害を生じさせることとなります。特に、大学の機密情報を個人が自由勝手に投稿するような状況になれば、即、大学運営が重大な危機を迎えることとなります。

和歌山県立医科大学の構成員としての自覚と責任を持った上で、ソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、構成員がソーシャルメディアを利用するに当たっての基本的な心構え・遵守事項をまとめたソーシャルメディア利用ガイドラインを策定するものです。

2. ソーシャルメディアとは

ソーシャルメディアとは、Line、Twitter、Facebook、YouTube、Instagram、ブログ、掲示板に代表される、インターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるサービスの総称をいいます。

3. 遵守事項・心構え

(1) 関係法令、学内諸規則等を遵守すること。

ソーシャルメディアの利用や情報発信にあたっては、国の法令、県・市町村の条例や本学の諸規則等を遵守してください。また、海外渡航中など国外においては、自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を遵守してください。

(2) 基本的人権、プライバシー権、著作権、肖像権、商標権等を侵害しないこと。

情報発信に際して、読み手や受け取る側の基本的人権を侵害することは許されません。また、個性、多様性を尊重し、自身の考え方を押し付けず、異なる意見や考え方、生き方をお互いに認め合うコミュニケーションを取ってください。

また、個人情報登録・公開する際は各ソーシャルメディアの利用規約を十分に確認した上で、個人情報保護に留意願います。特に、第三者の特定に繋がるような情報を発信し、他人のプライバシーを侵害するようなことは絶対にしないでください。

さらに、情報発信に際しては、文書・画像・音楽・ブランドマーク・ソフトウェア・その他著作物等の取り扱いに注意するとともに、肖像権、商標権などの他人の権利や利益を不当に侵害することのないように関連する法令を遵守してください。

(3) 本学の一員として自覚と責任を持った行動をすること。

ソーシャルメディアを利用し、コミュニケーション活動を行う場合、社会全体から大学の構成員を代表したイメージで受け取られることを十分自覚してください。その上でその発信が本学組織の見解であるかのような誤解を招いたり、個人や大学の名誉を損なったりすることのないよう良識ある情報発信を行ってください。

(4) 発信する情報は、事実に基づく正確な内容とすること。

一人ひとりの情報発信が社会に対して何らかの影響を与えることを十分に認識し、正確な情報を発信してください。

(5) 発信者責任を自覚すること。

Twitter や Instagram 等で匿名登録していても必ず発信者は特定されます。また、公開範囲を限定していても思わぬ形で広がっていくこともあります。その責任は(発信者)本人が負うことになるので十分注意してください。

また、SNS 投稿後、自身が情報を削除しても、第三者が保存・アーカイブ化し、未来永劫、人物情報として利用されることがあります。個人情報以外にも行動履歴等から個人が特定される事例もあるので十分注意してください。

(6) 誤った情報を発信した場合、直ちにそのことを認め、早急に訂正すること。

ネット上での情報拡散は想定を遙かに上回る速度です。誤った情報を放置するのではなく、早急な情報訂正が自分自身を守ることに繋がります。自分の発言が虚偽であった場合には、迅速にその誤りを訂正し、謝罪しましょう。

(7) 他者(団体)の名誉を棄損する情報や誹謗中傷となる情報を発信しないこと。

他者の個性を尊重し、異なる思想や意志を認め合いましょう。感情的な情報発信は他者を傷つけてしまいます。また、人権尊重の基本理念や倫理に反する特定の個人や団体への誹謗中傷、差別的な内容、猥褻な内容の発言や投稿は、特定の法律に違反しない場合であっても許されるものではありません。これらの内容を含む表現を行わないようにしてください。

(8) 発信者自身の個人情報も含めて、プライバシー保護に十分注意を払うこと。

個人情報を登録・公開する際は、各ソーシャルメディアの利用規約を十分に確認した上で、個人情報保護に留意願います。特に、第三者の特定につながるような情報を発信し、他人のプライバシーを侵害するようなことは絶対にしないでください。

また、最近は、Line や Twitter、Facebook でアカウントが乗っ取られるケースが増えています。発信者自身の住所、携帯番号、メールアドレス、クレジットカード等の個人情報等の取り扱いには十分注意しましょう。

(9) 守秘義務のある情報を発信しないこと。

患者情報や研究成果、入試情報、財務情報や企業との共同研究に際して相手先企業から提供を受けた研究情報等、本学は様々な守秘義務のある情報を保有していますので、これらの情

報を発信してはいけません。また、学生にあっては、授業やサークル等で知り得た情報で守秘義務の対象となる場合は、発信してはいけません。

さらに、本学での業務や学修上知り得た情報が守秘義務の対象となることもあり、これら情報の発信が懲戒処分の対象となることがありますので十分注意してください。

ただし、これらは「公益通報者保護法」に基づく情報発信を排除するものではありません。

(10) 本学の正当な権利、利益、信頼、名誉を損なう恐れのある情報を発信しないこと。

和歌山県立医科大学に関連する内容で、本学の正当な権利、利益、信頼、名誉を損なう恐れのあるような情報を発信した場合、発信者を特定した上で、法的措置をとることがあります。

例え個人的な情報の発信であっても、そのことが本学の正当な権利、利益、信頼、名誉を損なうこととなった場合、発信者を懲戒処分とするとともに、内容によっては法的措置をとることがありますので、十分注意してください。

(11) 授業における情報倫理に反する行為をしないこと。

講義の受講にあたっては、情報倫理に反することのないよう、以下の行為を禁止します。

- ① 授業を妨害する行為(遠隔授業等に対する不正アクセスや不適切な行為等を含む。)をすること。
- ② 遠隔授業において、配布された URL、ミーティング ID やパスワードを他人と共有すること。
- ③ 授業で使用する音声ファイル、動画、画像ファイル、教材、資料などを許可なく録画や録音により保存し、他者に送付したり、SNS などインターネット上にアップロードしたりすること。
- ④ 授業担当教員や受講者の動画・画像や音声を許可なく録画や録音により保存したり、それらを SNS などインターネット上にアップロードしたりすること。
- ⑤ 受講者の氏名、年齢、学籍番号などの個人情報を SNS などインターネット上にアップロードしたり、外部に漏洩したりすること。
- ⑥ 授業担当教員や受講者について、SNSなどで誹謗中傷したり、誤った情報を発信したりすること。

(12) その他公序良俗に反する情報を発信しないこと。

本学の構成員としての自覚を持ち、品位のある情報発信を行ってください。

4. ソーシャルメディアの利用によるトラブル事例

「3. 遵守事項・心構え」を守らないソーシャルメディアの安易な利用は、次のようなトラブルや結果を招くことになるので絶対にやらないでください。

- ① 「今日は〇〇な患者さんがいた！」などの投稿(プライバシーの保護・機密情報の取扱い等)

→患者さんのプライバシーの侵害のみならず、本学の信用失墜にも繋がる行為です。後々投稿した本人が特定され、大学運営に大きな問題となります。

- ②未成年飲酒、公共交通機関の不正乗車、賭博麻雀、その他不正行為を告白(法令遵守等)
→そもそもこれらの行為は許されるものではありません。法的処分の対象になりうる他、学内でも処罰の対象となります。
- ③アルバイト先での機密情報を暴露(機密情報の取扱い等)
→企業に不利益を与えた場合、損害賠償を求められることとなります。
- ④「〇〇君は今日××で飲み会」など友人の情報や交友関係を無断で投稿(プライバシーの保護等)
→人間関係の悪化や思わぬトラブルを生むこととなります。
- ⑤ニュース等に対する偏った思想のつぶやき(誤った情報発信等)
→例え個人的なページでの発信であっても、自分とは関係のない場所で取り上げられ、炎上・いやがらせなどの事態を招くことがあります。
- ⑥悪質なデマや不正確な情報の発信(正しい情報の発信等)
→軽い冗談のつもりでも、大きな社会問題となった事例もあります。ソーシャルメディアの情報伝播速度は投稿者の想定を遙かに超えるものであり、取り返しのつかない事態に陥るおそれがあります。
- ⑦学生自身が「学内でPCR検査を受けた。どうやら同学年で陽性者がいるのだろう。」とTwitterでつぶやく行為(プライバシーの保護・機密情報の取扱い)
→自身の情報を発信しているつもりでもプライバシーの保護違反、本学の機密性、信頼を損なうことになってしまうので、このような内容は発信しないでください。
- ⑧学生課等の事務局や授業担当教員から学生に対して発出された機密性のある文書をソーシャルメディアに投稿(機密情報の取扱い・本学の信頼を損なう恐れ)
→このような行為は本学の正当な権利、利益、信頼、名誉及び品位を損なうこととなり、懲戒処分の対象となりますので十分注意してください。

5. 違反行為に対する措置等

「和歌山県立医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン」を逸脱するような行為は、「和歌山県立医科大学学則」「公立大学法人和歌山県立医科大学職員懲戒規程」「懲戒処分の基準」「和歌山県立医科大学学生懲戒規程」等に基づき懲戒対象となる場合があります。

また、本学に所属する(所属した)一員によるソーシャルメディアでの活動において、何らかの係争に発展した場合、又は本学の正当な権利、利益、信頼、名誉及び品位が失われたと判断した場合、本

学はそれらの価値を守り、社会的責任を果たす目的で、該当者のソーシャルメディア活動について調査することがあります。

また、本学一員(本学一員であった者)のソーシャルメディア活動により本学が何らかの係争に巻き込まれた場合や、何らかの被害を被った場合、当事者に損害賠償を求める場合があるので留意してください。

6. 相談・連絡先

万が一、個人情報漏えいや炎上などのトラブルが発生した場合、又はその恐れがある場合は、すぐに下記部署まで報告してください。

○教職員の方

- ・職員が所属する所属長
- ・危機対策室

○学生の方

- ・各学部担当課・担当事務室